

## ご利用ください

### ポルタひさいふれあいセンター 交流活動室

平成24年度に交流活動室を会議などで使用する団体を募集します。

**対象** 市内に在住の人で構成し、非営利目的で、市内を拠点として継続的に活動している団体

**使用料** 無料

**申し込み** 所定の申請書に記入し、ポルタひさいふれあいセンターへ

**申込期間** 2月1日(水)～29日(水) 8時30分～21時(土・日曜日、祝・休日は18時まで)



問い合わせ ポルタひさいふれあいセンター  
☎259-0377 ☎259-0388

### 市芸濃庁舎2階 コミュニティセンター



少人数用の会議室や100人収容の大会議室などが利用できます。

**利用時間** 9時～22時(年末年始を除く)

**料金** 利用区分により異なります。

**申し込み** 所定の申請書に記入し、芸濃総合支所地域振興課へ

問い合わせ 芸濃総合支所地域振興課  
☎266-2510 ☎266-2522



## 白バラクイズ

**問題** 問題文の①～⑥にあてはまる適当な語句を下の語句の中から選んでください。

**語句** 3、20、国政選挙、在外選挙人証、登録、抹消

### 問題文

外国に居住していても「在外選挙制度」で日本の□①□の投票ができます。在外投票をするためには、在外選挙人名簿への□②□の申請が必要です。申請は、住んでいる地域を管轄する領事官を経由して、日本での最終住所地(平成6年5月1日以降、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない人は本籍地)の市町村の選挙管理委員会に文書で行うこととされています。

登録資格は、年齢満□③□歳以上の日本国民で、申請に関してその人の住所を管轄する領事官の

管轄区域内に引き続き□④□カ月以上住所を有することとされています。

登録された人には、投票時に必要な□⑤□が市町村の選挙管理委員会から領事官を経由して交付されます。

また、帰国して転入届を行い、再び海外に転出した場合には、転入届をして4カ月を経過したときに在外選挙人名簿から□⑥□されるため、改めて在外選挙人名簿への登録申請が必要です。

**応募資格** 市内に在住の人

**応募方法** はがきにクイズの答え・住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、〒514-8611 住所不要 選挙管理委員会へ

**締め切り** 2月6日(月) 消印有効

**賞品** 正解者20人に進呈 ※正解者多数の場合は、抽選

問い合わせ 選挙管理委員会 ☎229-3236 ☎229-3338